

朝日地域コミュニティ運営委員会規約(改正案)

(名称)

第1条 本会は、朝日地域コミュニティ運営委員会（以下「委員会」）という。

(事務所)

第2条 委員会の事務所を越前町内郡第13号11番地2の越前町農村環境改善センター内におく。

(目的)

第3条 委員会は、朝日地域（以下「地域」）住民が自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動すると共に、地域が抱える課題を克服し、みんなが地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮せる住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定および見直しに関する事項
- (2) 自然環境の保全および環境美化に関する事項
- (3) 安心・安全なまちづくりと生活環境向上に関する事項
- (4) 住民の健康と福祉の増進に関する事項
- (5) 伝統文化および芸能の継承・保存に関する事項
- (6) 教育および青少年育成に関する事項
- (7) その他、目的達成のために必要なこと

(組織・会員)

第5条 組織は、委員会組織表(別表1)のとおりとする。

2 委員会の会員は、地域住民および委員会の目的に賛同する地域内の団体および事業所とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 区長委員 20名以内
- (4) 団体長委員 25名以内
- (5) 各部部长、副部长 20名以内
- (6) 監事 2名
- (7) 会計 1名
- (8) 書記 1名

2 委員会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 委員長、副委員長、監事は会員の中から役員会において選出し、総会で承認を受ける。
- (2) 区長委員は、朝日地区区長会で選出し、総会で承認を受ける。
- (3) 団体長委員となる団体は、役員会において指定する。なお、委員は当該団体の代表とし、総会で承認を受ける。
- (4) 会計・書記は会員の中から役員会にて選出する。

2 前項の規定にかかわらず、任期途中における欠員補充のための役員を選出については、前項第1号中「総会」を「役員会」と読み替えるものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は、会長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、委員会の会計・会務を監査する。
- (4) 会計は、委員会の運営および活動に伴う経理事務を掌る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときには、欠員役員の補充をすることができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(代議員)

第10条 代議員は次の者とする。

- (1) 区代議員選出基準表(別表2)による者
- (2) 委員会の趣旨に賛同し、その活動に参画する事業所

2 代議員の仕事は、1年とし、再任は妨げない。

(事務局)

第11条 事務局は、コミュニティに関する庶務全般の処理および行政との連絡調整を図る。

(会議)

第12条 委員会の会議は総会、役員会、専門部会、実行委員会とする。

(総会)

第13条 総会は代議員をもって構成し、この規約の定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な次の事項を審議する。

- (1) まちづくり計画の策定および見直しに関すること
- (2) 規約の改正に関すること
- (3) 事業報告および決算に関すること

- (4) 事業計画および予算に関すること
 - (5) 総会で提案された事項
 - (6) 委員長、副委員長、区長委員、団体長委員、監事の承認
- 2 定期総会は委員長の招集により毎年1回以上開催する。
 - 3 臨時総会は委員長が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上の要求があったときには、委員長は臨時総会を招集し、開催しなければならない。
 - 4 総会は委任状を含め、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 5 総会には次の役員を置く。
議長 1名 書記 1名 議事録署名人 2名
 - 6 議長は出席代議員の中から委員長が指名し、出席代議員の承認により選出する。
 - 7 書記、議事録署名人は議長が指名する。ただし、議事録署名人は出席代議員の中から選出する。
 - 8 議長は総会の議事進行を行う。
 - 9 書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長、議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

(役員会)

第14条 役員会は、委員長、副委員長、区長委員、団体長委員、各専門部会長・副部会長をもって構成し、委員長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議し、各専門部会とともに事業を遂行する。

- (1) 本会運営の基本事項
- (2) まちづくり計画の策定および見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) その他必要な事項

3 監事は必要に応じ役員会に出席して意見を述べることができる。

4 事業計画および予算について、緊急を要するため総会の承認を得る暇がない場合は、役員会で専決することができる。ただし、専決事項を次の総会に報告しなければならない。

第15条 削除

(専門部会)

第16条 専門部会は、全体の計画が樹立された時点に設置する。専門部会員は、公募による部員、各区および各種団体からの推薦の部員等をもって構成し、部員の互選により部会長1名、副部会長若干名、書記2名を選出する。

2 専門部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実行を行う。

3 専門部会員の任期は、特に定めないものとする。ただし、欠員が生じたとは、速やかに補充を行うものとする。

(実行委員会)

第17条 実行委員会は、事業を行ううえで、必要な場合に設置する。構成は、委員長、副委員長のほか関係する各専門部会長・副部会長、各種団体長、地域関係機関等をもって構成し委員長が招集し次の事項を審議する。

(1) 各専門部会が企画した地域行事に関する事項

(2) その他、地域全体に関する重要な事項

(会計)

第18条 委員会の経費は、町交付金およびその他の収入をもってあてる。

2 委員会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において、役員会の承認により用途の変更および流用することができる。

(会計年度)

第19条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(情報等の公開広報)

第20条 委員会の会議等は、全て公開を原則とし、事業計画、事業報告、および予算・決算についても地域住民に広く周知するものとする。

2 地域住民は、いつでも委員会の会計帳簿および議事録の閲覧を申請することができる。

3 前項の規定による閲覧申請があった場合は、委員長は遅滞なくこれを許可し、関係者立会いの上、閲覧させなければならない。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は平成24年3月28日より施行する。

附 則

この規約は平成25年5月1日より施行する。

別表1 省略

別表2

区代議員選出基準表

各区の世帯数	選出代議員数	備考
10世帯以下	1名	頭谷、境野、大畑、脇、中野、杖立、真木
10世帯以上	2名	上記以外の区